

意見提出者	西日本電信電話株式会社
1. 項目	学校教育現場における著作権の扱いに関する規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>学校の教師がテレビ番組等を録画し、その録画を教室で再生し授業の教材として活用することは現在も可能であるが、校内 LAN サーバに映像ライブラリとして録画を蓄積することは認められていない。</p> <p>このため、学校 ICT 環境整備事業等によってサーバと接続されたデジタルテレビの各教室への配備が進んでいるにもかかわらず、録画をサーバに蓄積した上で、複数の教師が共用する、あるいは蓄積されたライブラリの中から必要な録画を適宜選び出して使用するといった効果的な活用ができない状況である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第 35 条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	学校現場におけるテレビ番組等の録画利用にあたっては、校内 LAN サーバに録画を蓄積して活用できるよう見直しを図ることが適切と考える。